

聖籠町告示第45号

聖籠町年度途中待機児童解消事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町年度途中待機児童解消事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、年度途中から入所が見込まれる児童の保育需要等に対応するため、年度当初から保育士配置基準による保育士以上の保育士を確保することにより当該児童が必要とする教育・保育の場を円滑に提供するとともに保護者の子育てと就労の両立及び児童の健全な育成を図ることを目的とし、町内の私立認可保育所、私立認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）が保育士（認定こども園においては保育教諭。以下「保育士等」という。）をあらかじめ確保するために要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、年度途中入所児童に対応するための保育士等をあらかじめ雇い上げ、その入所枠の確保対策を目的に行う事業とし、この補助金の交付対象は、町内に所在する特定教育・保育施設等を運営する事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業を行うために当該事業年度の4月1日から配置した4月から9月分までの保育士等の人件費とする。

2 対象事業により配置した保育士等を保育士配置基準による必要保

育士に充当した場合、その日をもって事業が完了したものとし、充当した以後の当該保育士等に係る人件費については、補助対象経費としない。

(補助金額)

第4条 この補助金の交付額は、対象事業に係る保育士等の一人当たりの月額実支出額と特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第53号にて規定する主任保育士専任加算額を比較して少ない方の額を基準額とし、基準額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、当該事業年度の4月1日までに、規則第3条で定める補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 事業費内訳書
- (3) 月別支払予定一覧

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、規則第6条で定める補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、この補助金の交付決定後に申請の内容を変更しようとするときは、規則第12条で定める補助金変更交付申請書に、第5条各号に掲げる書類のうち、変更申請に係るものを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を

審査し、申請の内容の変更を承認するときは、その旨を規則第12条第2項で定める補助金等変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該事業年度の10月20日のいずれか早い期日までに、規則第13条に規定する実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書
- (2) 事業費内訳書
- (3) 月別支払一覧(給与支払明細書)

(補助金等の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合においては、書類を審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を規則第14号で定める補助金等の額の確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。